解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

鹿児島県大島郡与論町茶花九三〇番地三

有限会社武東商事

清算人　武東愛一郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成三十年三月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

北海道檜山郡上ノ国町字原歌二二五番地

上ノ国町漁業生産組合

清算人　市山　亮悦

解散公告（第一回）

当法人は、宗教法人法第四十七条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

長野県長野市大字富竹一二四五―一番地一

二四七番地　宗教法人西榮寺

代表清算人　小野　栄子

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年五月九日責任役員会の決議及び総代会の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

愛知県一宮市西五城字上切四五番地五

宗教法人御嶽教宝生一宮教会

清算人　戸田惠美子

解散公告（第一回）

当組合は、平成三十年五月十九日開催の臨時総会で決議し平成三十年五月二十二日島根県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

島根県松江市美保関町七類一九二五番地

七類生産森林組合

清算人　小谷　利隆

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成三十年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

島根県江津市川平町南川上一六七番地一

認可地縁団体田の原集落会

代表清算人　佐々木　修

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月二十日開催の躍進大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

札幌市中央区北一条西六丁目一―二　アーバンネット札幌ビル八階

ＪＴＢ北海道労働組合

清算人　車　香織

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成三十年五月十八日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

鳥取県鳥取市河原町中井三五五―七

清算法人西郷中央土地改良区

代表清算人　谷口愛一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年五月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

福島県二本松市成田町一丁目八二一番地の一

農事組合法人成田桑園造成組合

清算人　大藤　浩一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成三十年四月十三日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

長崎県佐世保市上本山町一一五三番地

清算法人八の久保土地改良区

代表清算人　大谷　義昭

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成三十年四月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

長崎県佐世保市上本山町一一五三番地

清算法人菰田土地改良区

代表清算人　久原　武

第十二期決算公告

平成二十九年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・円

資産の部

負債及び正味財産の部

負債の部

四一、三八〇、四五六

正味財産の部

△二五、八九二、八七一

負債及び正味財産の部

一五、四八七、五八五

資産の部

一五、四八七、五八五

平成三十年六月十五日

東京都調布市若葉町一丁目一番六一号一〇一

特定非営利活動法人支援技術開発機構

理事長　山内　繁

相続債権者及び受遺者への請求申出の催告

本籍・最後の住所とも不詳　死亡の場所　北海道寿都郡黒松内町字白井川一七番地先路上　死亡年月日推定平成二十六年二月五日頃　出生の場所・出生年月日とも不詳　被相続人亡氏名不詳（身長一五〇センチメートルくらい推定年齢五〇歳から七〇歳代の前期女性の遺体）

右の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十五日

事務所　函館市深堀町六番二号

相続財産管理人　熊谷　義郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市和賀町岩崎新田大東五五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　憲義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十五日

岩手県北上市本通り四丁目八番二八号伊藤ビジネスハイツＧ一

相続財産管理人　司法書士　石川　誠司

第56期決算公告

平成30年6月15日　宮城県塩釜市新浜町三丁目20番1号

極洋食品株式会社

代表取締役　吉冨　毅

貸借対照表の要旨

（平成30年3月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,512	流動負債	4,320
固定資産	1,066	固定負債	1
有形固定資産	1,050	負債合計	4,321
無形固定資産	4	株主資本	257
投資その他の資産	12	資本金	100
		資本剰余金	157
		利益剰余金	25
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	132
		（うち当期純損失）	(83)
		純資産合計	257
資産合計	4,578	負債・純資産合計	4,578